

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和8年4月10日（金）

午前10時05分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員（12名）

議長 片岡 藏之君
阿久津 秀文君
高萩 和彦君
田口 優子君
篠田 かつ子君
綿引 静男君

副議長 猿田 正純君
加藤木 直君
藤咲 芙美子君
三村 孝信君
関 誠一郎君
杉山 清君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長
副 町 長
教 育 長
まちづくり戦略課長
まちづくり戦略課内
道の駅推進室長
総務課 長
町民課 長
財務課参事兼課長補佐
税務課 長
国保年金課 長
長寿応援課 長
健康福祉課 長
農業政策課 長
都市建設課 長
上下水道課 長
会計課長（会計管理者）

上遠野 修
藤田 悟史
添田 智
園部 繁
園部 秀喜
大津 好男
羽部 理恵
海野 公明
佐藤 宰
所 克実
谷津 靖子
阿良山 桂一
川又 美樹
加藤 孝行
江幡 守仁
野口 出

農 業 委 員 会 事 務 局 長

山 崎 栄 一

教 育 委 員 会 事 務 局 長

堀 口 祐 一

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

興 野 友 宣

主 任 書 記

山 口 成 治

書 記

鷺 翔 瑛

議会全員協議会次第

1 開 会

2 議長挨拶

3 町長挨拶

4 協議案件

(1) 令和 8 年 第 1 回 城里町議会定例会提案事項について

(別紙 議会定例会議事日程)

5 閉 会

午前 10 時 05 分開会

開 会

○議長（片岡藏之君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（片岡藏之君） 本日の全員協議会は、来る 4 月 14 日に招集されます令和 8 年第 1 回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議をいただくものであります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

本日の出席状況についてご報告いたします。

全員出席であります。

なお、財務課長雨宮忠芳君が欠席のため、参事兼課長補佐の海野公明君が出席しております。

町長挨拶

○議長（片岡藏之君） ここで、町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和 8 年第 1 回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ですが、承認 1 件、議案 9 件、報告 8 件につきまして担当課局室長よりご説明申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

協議案件

○議長（片岡藏之君） これより会議に入ります。

ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上で、着座にてご質問ください。

執行部におきましても、答弁は着座で結構です。

それでは、承認第 4 号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 承認第4号 専決処分第4号 城里町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正、その他所要の規定の整備を行ったものです。

詳細につきましては、承認第4号、説明資料1ページから23ページの新旧対照表をご覧ください。

以上、承認第4号の概要についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（片岡藏之君） これより承認第4号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ちょっと質疑に入る前に、私の質問の回答がまだ来てないんです。ただ、これもう少し、これだけの少ない質問ですので、執行部のほうでは回答していただいていたと思うんですけれども、町長の決裁が下りていません。全協までこれだけの質疑でしたら、回答いただいてもよかったのではないかと思いますけれども。

質疑にいきます。

町条例の一部を改正ということです。

このことについて、何がどのように変わったのか、具体的に説明をお願いいたします。

それから、購入時の金額、購入者の負担金はどのように変わるのでしょうか。減免申請は可能なんだろうというようなことを質問いたしました。これに回答いただいていると思いますので、お願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

まず、環境性能割が廃止になることによってどのように変わるかということですが、環境性能割につきましては、車を購入した際に今まで購入代金の2%程度を課税する税金となっておりました。廃止になったことによりまして、購入するときに支払う税金が1つ減ることになります。具体的に言いますと、ガソリン車、中古車を購入する際の負担額が減ることになります。また、車を購入する負担につきましては、どの車種を選ぶかによって変わりますが、数万から数十万円単位で負担金が変わると思います。

あともう一つですが、減免申請につきましては、今回、毎年軽自動車税の減免申請をされている方、特に障害者手帳をお持ちの方等ですけれども、そちらにつきましては、環境性能割という部分の減免申請というのがなくなりましたので、今までどおり軽自動車税の減免申請は引き続き行うことができます。今までどおり変わりありません。環境性能割の

減免の手続が1つ減ったということで、購入者にとっての負担が減ったということでございます。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（片岡藏之君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） 次に、議案第31号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 議案第31号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和7年税制改正による関係法令の改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、独り親家庭及び重度心身障害者医療福祉、通称マル福制度の所得判定において、令和7年税制改正で特定親族特別控除が新設されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、議案第31号、説明資料1ページから4ページの新旧対照表をご覧ください。

以上、議案第31号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（片岡藏之君） これより議案第31号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この社会確保とそれから医療保険の確保が何か改めるというようなことだと思うんですけども、まず質問をするのは、控除が受けられていた人が今回の医療保険法に変わったことでどのように変わったのか、具体的な説明をお願いします。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） お答えいたします。

ただいまのご質問で、控除が受けられていた人がということですが、従来控除を受けていた人については、今回の改正では対象となる医療保険の表現内容が変更されるのみですので、控除額や支給額の算定方法に変更はございません。支給の実質的な条件に影響はございません。

以上でございます。

○議長（片岡藏之君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ちょっともう少し詳しいことを知りたいんですけども、いいです。

次にいきます。

高額療養費についての変更はありませんですか。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） お答えいたします。

高額療養費そのものの制度や計算方法に変更はありません。

以上でございます。

○議長（片岡藏之君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 新旧対照表のページ3 から、アからカまでの都道府県税からその市町村民税に変更されたということで、どのようになるのか、変更度合いがどうなのかをちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） お答えいたします。

こちらは、条例の表現の整理でございまして、所得の控除額の具体的な算定方法や対象者に変更はございません。

以上です。

○議長（片岡藏之君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 変更がないということなんですけれども、ありがとうございます。

今回の国保の条例改正については、子ども・子育て支援納付金について何か変更になるようなことはございませんでしょうか。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） お答えいたします。

今回の条例改正に関しましては、こちらのほうでは特に変更はございません。

○議長（片岡藏之君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 今回、国保の予算の中に子ども・子育て支援交付金というのが入っていなかったですか。あと、後期高齢者のほうにも多分入っていたと思うんですけれども、このことについての何か変更になった部分というのはなかったでしょうか。

これは、全然別の条例なのかな。私ちょっと勘違いしちゃったら、ごめんなさい。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） お答えいたします。

冒頭に総務課長のほうから、今回の条例の変更についての説明がございましたけれども、その中で説明しておりましたけれども、今回の改正というものは、令和7年の税制改正で特定親族特別控除というものが新たに新設されたことに伴いまして、政令等が改正されて、この特定親族特別控除に相当する額を控除することができるために所要の改正を行うということですので、あくまでの税制改正に伴う変更ということですので、特にこちら国保の

ほうには影響はございません。

以上です。

○議長（片岡藏之君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 令和 7 年度のことなんですね、これは。

分かりました。

ということは、令和 8 年度からのものは、まだ別に入ってくるということなんでしょうから、分かりました。これは、この件に対してはお伺いしました。大丈夫です。分かりました。ありがとうございます。

○議長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） 次に、議案第32号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） それでは、議案第32号についてご説明いたします。

町道路線の廃止についてとなります。

道路法第10条第1項の規定により、城里町道路線を次のとおり一部廃止するものです。

路線名が、町道 7－06号線、起点が大字阿波山1077番1地先、終点が大字阿波山1076番1地先となります。道路の延長は、33.17メートル、重要な経過点として、別途資料のとおりとなります。地図のとおり場所となります。

それでは、議案第32号 町道路線の廃止について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（片岡藏之君） これより議案第32号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） この町道が廃止に至った経緯の説明をお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） お答えします。

個人所有の構造物が町道敷きの一部を犯しており、構造物所有者よりその一部町道の払下げ申請が提出されました。現地を確認したところ、構造物が道路構造や車両の通行に及ぼす影響がないことを確認し、町道としての機能には影響がないことから、町道の一部の用途廃止を行うものです。

○議長（片岡藏之君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 払下げ申請ですか。どういうことなんですか。ちょっと、もう少し詳しく説明いただけますか。

どういう状況なのかがちょっとよく分からないんですけれども、影響がない、払下げ申請。ちょっとよく分かりません。どういうことなのか。

どういう経過なのか、経緯なのかをもう少し詳しく説明お願いできますか。

○議長（片岡藏之君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） 議長、資料の一部追加をお願いしたいのですが。

○議長（片岡藏之君） はい、結構です。

○都市建設課長（加藤孝行君） それでは、お答えします。

今、町道の一部廃止をする部分は、この細い部分、ここが民地の中に出張って入っているという感じになっていまして、そこの部分を町道の一部廃止をしまして普通財産にして、この町民の方には買取りをしてもらおうということになります。

以上です。

○議長（片岡藏之君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） この図面でいくとすれば、直線で行ったほうがいいんじゃないですか。何で新しく鋭角になったりとか、1 回、2 回、3 回ぐらい曲がって広げるというのは、本来ならば、新しいほうを廃止して真っすぐにするからということでこっちにしたほうが。

○議長（片岡藏之君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） 現在のこの右側の出張っているところがありますよね。これをこっちの左の水色の線ですか。町道部分がこの出張っている部分なので、これが民地のほうに入っちゃっているんで、そこを町道を廃止して真っすぐにした形になります。

○議長（片岡藏之君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 確認します。

ということは、青い線で引いたところが新しくなって、右側に出張っているところが廃止されたということで確認しますけれども、それでいいんですか。

○議長（片岡藏之君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） はい、それで大丈夫です。

○8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） 次に、議案第33号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長補佐海野公明君。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） それでは、議案第33号 令和8年度城里町一般会計予算についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条、一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ111億3,800万円とするものです。

第2条、地方債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方

法をお示しするものです。

第3条、一時借入金は、借入れの最高額を5億円とするものです。

第4条、歳出予算の流用は、各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができるものとするものです。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款町税、1項町民税8億6,747万8,000円ありますが、個人、法人、町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。2項固定資産税9億9,868万4,000円ありますが、現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在市町村交付金の現年課税分を見込んでおります。3項軽自動車税9,334万3,000円ありますが、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割現年課税分を見込んでおります。4項町たばこ税1億2,779万2,000円ありますが、現年課税分を見込んでおります。5項入湯税2,340万2,000円ありますが、現年課税分を見込んでおります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税3,460万円ありますが、ガソリンに係る国税の一部で、市町村に譲与される額を見込んでおります。2項自動車重量譲与税1億660万円ありますが、重量税に係る国税の一部で、市町村に譲与される額を見込んでおります。3項森林環境譲与税1,494万円ありますが、国税である森林環境譲与税を財源に森林整備等の財源として市町村に譲与される額を見込んでおります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金473万7,000円ありますが、預金などの利子に課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金1,660万円ありますが、上場株式等の配当などに課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡割交付金2,060万円ありますが、株式等の譲与益に対する県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金2,950万円ありますが、法人事業税の一部を県が市町村に対し交付する額を見込んでおります。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金4億4,550万円ありますが、消費税の一部を財源として、国から市町村に交付される額を見込んでおります。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金5,690万円ありますが、県が徴収したゴルフ場利用税の一部で、所在市町村に交付する額を見込んでいます。

3ページになります。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金1,740万円ありますが、県が徴収した自動車税環境性能割収入額の一部で、所在市町村に交付される額を見込んでおります。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金

94万1,000円ではありますが、七会地区の自衛隊施設爆破訓練場の固定資産税に相当する額を見込んでおります。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金1,180万円ではありますが、国の減税措置に伴う地方税の減収の一部として補填される額を見込んでおります。2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金16万円ではありますが、固定資産税の軽減措置に伴う地方税の減収の一部として補填される額を見込んでおります。

12款地方交付税、1項地方交付税40億7,000万円ではありますが、標準的な行政を行うために一定の基準により普通交付税39億2,000万円、特別交付税1億5,000万円を見込んでおります。

13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金170万円ではありますが、道路交通法に定める反則金を原資に、道路交通安全施設経費への充当財源として交付される額を見込んでおります。

14款分担金及び負担金、1項負担金530万4,000円ではありますが、民生費負担金で高齢者福祉費負担金、保育料負担金等を見込んでおります。

15款使用料及び手数料、1項使用料8,199万円ではありますが、主なものは総務使用料の光ファイバー芯線使用料、土木使用料の町営住宅使用料等を見込んでおります。2項手数料5,763万2,000円ではありますが、主なものは衛生手数料のごみ処理手数料、指定袋手数料等を見込んでおります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金7億8,911万7,000円ではありますが、主なものは民生費国庫負担金で、国民健康保険事業負担金、障害福祉費負担金の自立支援給付費負担金や児童福祉費負担金の施設型給付費負担金、児童手当負担金等を見込んでおります。2項国庫補助金2億3,461万8,000円ではありますが、主なものは民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金、土木費国庫補助金の防災安全交付金、道路メンテナンス事業補助及び社会資本整備総合交付金等を見込んでおります。3項委託金455万9,000円ではありますが、主なものは民生費委託金で国民年金費事務委託金等を見込んでおります。

17款県支出金、1項県負担金3億7,911万7,000円ではありますが、主なものは障害者福祉費負担金の自立支援給付費負担金、児童福祉費負担金の施設型給付費負担金、児童手当負担金、国民健康保険事業負担金等を見込んでおります。

4ページになります。

2項県補助金2億3,416万5,000円ではありますが、主なものは民生費県補助金で医療福祉費補助金、児童福祉費補助金、農業水産業費県補助金で農業振興費補助金、教育費県補助金で給食費負担軽減交付金等を見込んでおります。3項委託金5,123万6,000円ではありますが、主なものは総務費委託金で徴税费委託金、県議会議員選挙費委託金等を見込んでおります。

18款財産収入、1項財産運用収入2,141万4,000円ではありますが、主なものは不動産貸付

収入、各基金の利子を見込んでおります。2項財産売払収入20万2,000円ではありますが、物品売払収入等を見込んでおります。

19款寄附金、1項寄附金1億3,000円ではありますが、主なものはふるさと応援寄附金を見込んでおります。

20款繰入金、1項特別会計繰入金1,000円ではありますが科目設定のみであります。2項基金繰入金9億9,198万3,000円ではありますが、各種事業推進の財源確保のため、基金繰入金を見込んでおります。

21款繰越金、1項繰越金ですが、1億円を見込んでおります。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料400万2,000円ではありますが、主なものは町税延滞金を見込んでおります。2項預金利子は町預金利子325万5,000円を見込んでおります。3項貸付金元利収入599万6,000円ではありますが、主なものは自治金融融資預託金回収金等を見込んでおります。4項受託事業収入308万5,000円ではありますが、農業費受託事業収入として農地中間管理事業費委託費等を見込んでおります。5項雑入1億2,814万4,000円ではありますが、主なものは場外車券場売場交付金、学校給食費、医療費返納金及びその他雑入等を見込んでおります。

23款町債、1項町債9億9,950万円ではありますが、主なものは総務債で、合併特例事業債、過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債を見込んでおります。土木債では、緊急自然災害防止対策事業債、また消防債で緊急防災・減災事業債等を見込んでおります。

5ページになります。

歳出であります。

1款議会費、1項議会費9,553万5,000円ではありますが、人件費及び物件費を見込んでおります。

2款総務費、1項総務管理費15億206万3,000円ではありますが、主なものは人件費や委託料、土地賃借料、指定管理料等の物件費、各種負担金補助金等の補助費等、減債基金、公共施設整備基金等への積立金を見込んでおります。2項徴税費、1億5,407万1,000円ではありますが、主なものは人件費、電算業務委託料等の物件費等を見込んでおります。

3項戸籍住民基本台帳費8,065万円ではありますが、主なものは人件費、システム委託料及び使用料等の物件費等を見込んでおります。4項選挙費6,608万1,000円ではありますが、主なものは人件費、電算委託料やシステム使用料等の物件費等を見込んでおります。5項統計調査費114万4,000円ではありますが、主なものは統計調査員報酬等を見込んでおります。6項監査委員費45万5,000円ではありますが、主なものは委員報酬等を見込んでおります。

3款民生費、1項社会福祉費18億5,345万円ではありますが、主なものは人件費、自立支援給付費等の扶助費、介護保険特別会計保険事業勘定や後期高齢者医療特別会計等への繰出金等を見込んでおります。2項児童福祉費11億899万2,000円ではありますが、主なものは人件費や放課後児童健全育成事業委託等の物件費、施設型給付費、児童手当等の扶助費等

を見込んでおります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 2 億3,318万7,000円ではありますが、人件費や予防接種、健診委託等の物件費、火葬費補助、笠間地方広域事務組合負担金等の扶助費等を見込んでおります。2 項清掃費 3 億6,217万1,000円ではありますが、主なものは人件費、収集運搬委託や焼却残渣処分委託等の物件費や環境センター、衛生センターの設備補修工事費等を見込んでおります。3 項上水道費 1 億477万6,000円ではありますが、主なものは水道事業会計補助金を見込んでおります。4 項下水道費475万6,000円ではありますが、主なものは合併処理浄化槽設置補助金等を見込んでおります。

5 款農林水産業費、1 項農業費 5 億4,772万8,000円ではありますが、主なものは人件費や下水道事業会計農業集落排水の補助金、生産調整対策補助などの補助費等、下水道事業農業集落排水への出資金等を見込んでおります。2 項林業費1,670万2,000円ではありますが、主なものは森林環境譲与税基金積立金等を見込んでおります。

6 款商工費、1 項商工費 6 億2,319万円ではありますが、主なものは人件費、町商工会や観光協会への補助費等、指定管理料等の物件費、施設の修繕工事費等を見込んでおります。

7 款土木費、1 項土木管理費9,733万6,000円ではありますが、主なものは人件費、道路台帳補正委託等の物件費等を見込んでおります。2 項道路橋梁費 7 億7,603万円ではありますが、主なものは道路維持費、道路新設改良費及び橋梁維持費の委託料、工事請負費及び補償費等の普通建設事業費等を見込んでおります。3 項河川費9,772万5,000円ではありますが、河川改修の委託費及び工事請負費等を見込んでおります。4 項都市計画費 5 億9,161万6,000円ではありますが、主なものは人件費、下水道事業会計公共下水道補助金及び出資金等を見込んでおります。5 項住宅費 2 億9,060万4,000円ではありますが、主なものは人件費、町営住宅の管理修繕委託費等の物件費、公営住宅建設工事費等を見込んでおります。

8 款消防費、1 項消防費 5 億8,706万6,000円ではありますが、主なものは人件費、消防自動車等購入費、水戸市への消防事務負担金等を見込んでおります。

9 款教育費、1 項教育総務費 2 億4,703万2,000円ではありますが、主なものは人件費及び通学費補助金等の補助費等を見込んでおります。2 項小学校費 2 億2,039万8,000円ではありますが、主なものは人件費、バス運行委託や施設の維持管理に係る物件費、各小学校工事費等を見込んでおります。3 項中学校費 1 億1,482万3,000円ではありますが、主なものは人件費、施設の維持管理経費や部活動連携事業に係るバス運行委託等の物件費、各中学校工事費等を見込んでおります。4 項社会教育費 2 億3,128万2,000円ではありますが、主なものは人件費、ふれあいの船事業委託や施設の維持管理に係る物件費、施設の修繕工事費等を見込んでおります。5 項保健体育費 1 億9,476万4,000円ではありますが、主なものは人件費や運動公園管理委託、給食センター材料費、配送委託等の物件費等を見込んでおります。

10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費2,000円ではありますが、科目設定のみになります。2 項公共土木施設災害復旧費4,000円ではありますが、こちらも科目設定のみ

になります。

11款公債費、1項公債費9億8,436万7,000円であります、地方債償還金の元金と利子と一時借入金の利子を見込んでおります。

12款予備費、1項予備費1,000万円を見込んでおります。

7ページをご覧ください。

第2表地方債ですが、起債の目的、限度額等を見込んでお示しするものです。

以上、議案第33号 令和8年度城里町一般会計予算の説明になりますが、詳細につきましては、9ページから129ページまでの事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） これより議案第33号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

2番高萩和彦君。

○2番（高萩和彦君） 詳細説明していただいた資料の、これは教育委員会事務局の所管になるかと思うんですけれども、このコミュニティセンター城里自主事業、この頂いたこの委員会資料のほうが見やすかったと思うので、こちらで見るとページが106ページに記載されていると思うんですけれども、こちらのコミュニティセンター城里自主事業ということでコンサート等の講演を開催し、芸術文化の高揚を図るという形で書いてあります。

これは、実は、私、昨年家族と一緒にこの事業、お金を払ってチケット、参加させていただいたんですけれども、ブレーメンの音楽隊ということで家族で楽しませていただきました。

今年度に関して、この事業予算計上されているんですけれども、具体的にどういう企画をされるのか、もし現時点で分かっていたら教えてください。

○議長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長堀口祐一君。

○教育委員会事務局長（堀口祐一君） ご質問にお答えいたします。

コミュニティセンター城里の自主事業につきましては、毎年恒例で予算のほう計上させていただいております。

各年度の事業につきましては、予算が成立後、コミュニティセンターの運営協議会のほうで協議しながら決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 2番高萩和彦君。

○2番（高萩和彦君） ありがとうございます。

それで、今回資料で配られた教育委員会の外部評価点検評価報告書というのを見させていただいたんですけれども、こちらの18ページのほうにこの事業の検証結果が書かれていて、こちら私読ませていただいたんですが、これちょっと細かいところがあるのでかいつまで申しますと、来場者数が120人だったということで、この評価としては評価委員

の方々では、集客数のみで事業を行うことは適切でないと思われると書いてあり、私もそう思います。人が来た、来ないというだけで、この事業の有効性を評価するのはよくないとは思っているんですけども、ただ一方、600人収容できるホールですので、私としては、せめて半分くらいは人が来てほしいな、せっかく500万以上のお金をかけるんですから。

この徴収額を見ると、全員が例えば大人が入ったとしても、もともと黒字にはならない事業だと思っているんですよね。つまり、まちの文化事業として行っているという位置づけで認識しております。

この事業は、本当に城里町、そういう文化芸術に触れる機会の少ない城里町では大変大事なことだと思っていますので、ぜひ集客力が上がるような形で今後の企画をお願いしたいと思っています。この入場料ですとか告知の仕方ですとか、そういったところも検討いただいた上で企画をしていただきたいなというふうにお問合せさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長堀口祐一君。

○教育委員会事務局長（堀口祐一君） ご質問にお答えいたします。

ただいまいただいたご意見につきましては、今後の事業計画等に反映してまいりたいと思いますので、貴重なご意見ありがとうございました。

○議長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 7 ページの地方債についてお伺いします。

それで、かなり大きな金額がここで地方債として出されています。具体的に、合併特例債、それから過疎対策事業3億5,110万入っています。それから、公共施設等適正管理推進で2億5,930万入っています。

これ、ちょっと具体的にどういうものに使われているのか、使われるというか地方債を利用しているのか、そこら辺のところちょっと具体的に分ければ教えていただきたいと思います。

それから、大きな金額としては緊急自然災害防止対策事業で2億1,360万入っています。これについてもどういうことで地方債になるのか、どういう事業が地方債なのかをちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（片岡藏之君） 財務課長補佐海野公明君。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） お答えいたします。

まず、7 ページの地方債の今一覧に載っています起債の目的にあります合併特例事業、過疎対策事業なんですけれども、一応委員会の資料として主要事務事業、総務民生と教育産業のほうそれぞれつくってお出ししているんですけれども、備考欄に財源のほう書いて

ございますので、合併特例事業債とか過疎対策事業債充てているものはそちらで把握でき
ると思います。そちらでちょっと確認していただければと思います。

○議長（片岡藏之君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） じゃあ、具体的にどういうものに使われるかというのは、主要
事業を見てほしいということですね。じゃあ。

ここでは答えない。答えてくれない。

○議長（片岡藏之君） 財務課長補佐海野公明君。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 細かにはちょっと説明できないんですけども、
ざっくりちょっと説明しますと、合併特例事業債は、大体道路の改良事業、そういったも
のに充ててございます。

過疎対策事業は、過疎地域として指定されてございます七会地区と桂地区に限ってそち
らの施設の改修事業とか道路の改良事業とか、そういったものに充当してございます。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） 公共施設管理推進も。その下。2億5,900万。今のような答弁
でいいですので、もし分かればお願いしたいんですけども。

○議長（片岡藏之君） 財務課長補佐海野公明君。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 公共施設等適正管理推進事業債のほうは、ホロ
ルの湯のほうの大規模改修事業とか、あと常北中学校の改修工事とか、そういったところ
に充当してございます。

○議長（片岡藏之君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） ほかはいいのかな。ほかはないですか。

緊急災害防止対策は。2億1,000万かかっていますけれども。

○議長（片岡藏之君） 財務課長補佐海野公明君。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 緊急自然災害防止対策事業債については、これ
も町道の落石対策事業、そういったところとか、のり面改修とか河川の護岸改修のような
事業に充当しております。

以上です。

○議長（片岡藏之君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） じゃあ、そういうようなことについては、詳細、常任委員会の
ほうで説明されるということですね。

○議長（片岡藏之君） 財務課長補佐海野公明君。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） はい。質問に基づき回答させていただきます。

よろしくをお願いします。

○議長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） 次に、議案第34号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） それでは、議案第34号 令和8年度城里町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条であります。

国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算総額は、歳入歳出それぞれ20億1,176万9,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の借入の最高額を1億円とするものです。

第3条は、歳出予算の流用につきまして、保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を可能とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算であります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

1款1項国民健康保険税3億6,288万円ではありますが、一般被保険者退職被保険者の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料ですが、督促手数料の科目設定のみです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金ですが、災害臨時特例補助金の科目設定のみです。

4款県支出金、1項県補助金14億9,742万2,000円ではありますが、1目保険給付費等交付金14億9,742万2,000円で、普通交付金、特別交付金、特別調整交付金、県繰入金、特定健康診査等負担金を見込んでおります。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入394万円ではありますが、基金積立金利子を見込んでおります。

6款繰入金、1項他会計繰入金1億3,759万7,000円ではありますが、一般会計からの保険基盤安定、職員給与費等の繰入金を見込んでおります。2項基金繰入金1,000円ですが、国民健康保険支払準備基金からの繰入金で、科目設定のみです。

7款1項繰越金370万円ではありますが、主に前年度繰越金を見込んでおります。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料400万2,000円ではありますが、主に一般被保険者延滞金を見込んでおります。2項受託事業収入ですが、特定健康診査等受託料の科目設定です。3項雑入222万4,000円ではありますが、主に一般被保険者第三者納付金及び広域連合委託料を見込んでおります。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳出となります。

1款総務費、1項総務管理費6,389万8,000円ではありますが、主に、人件費、役務費の郵

便料、国保連合会電算処理手数料、電算処理等委託料、国保システム使用料、国保連合会負担金等を見込んでおります。2項徴収費567万3,000円ではありますが、主に賦課徴収に關します国保税電算処理委託料、税収納処理システム使用料等を見込んでおります。3項運営協議会費19万1,000円ではありますが、国保運営協議会運営費用を見込んでおります。

2款保険給付費、1項療養諸費12億1,780万5,000円ではありますが、主に一般被保険者療養給付費、療養費及び審査支払手数料を見込んでおります。2項高額療養費1億6,429万4,000円ではありますが、主に一般被保険者高額療養費及び高額介護合算療養費を見込んでおります。3項移送費1,000円ですが、科目設定のみです。4項出産育児諸費450万2,000円ではありますが、主に9件分の出産一時金を見込んでおります。5項葬祭諸費200万円ではありますが、40件分の葬祭費を見込んでおります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分2億2,583万円ではありますが、一般被保険者医療給付費分を見込んでおります。2項後期高齢者支援金等分1億3,539万8,000円ではありますが、一般被保険者後期高齢者支援金分を見込んでおります。3項介護納付金分3,907万5,000円ではありますが、介護納付金分を見込んでおります。4項子ども・子育て支援納付金分1,486万9,000円ではありますが、子ども・子育て支援納付金分を見込んでいます。

4款保健事業費、1項保健事業費526万円ではありますが、主に人間ドック、脳ドック、健康教室の委託料等を見込んでおります。2項特定健康診査等事業費2,708万円ではありますが、主に会計年度任用職員の人件費、特定健康診査受診勧奨業務委託料等を見込んでおります。

5款1項基金積立金1,000円ではありますが、国民健康保険支払準備基金の科目設定のみです。

6款1項公債費22万5,000円ではありますが、一時借入金利子を見込んでおります。

4ページをご覧ください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金263万1,000円ではありますが、主に一般被保険者保険税還付金、還付加算金等を見込んでおります。2項延滞金1,000円ではありますが、科目設定のみです。3項繰出金9,303万5,000円ではありますが、国・県から交付される特別調整交付金及び事業勘定から施設勘定への繰出金を見込んでおります。

8款1項予備費ではありますが、1,000万円を見込んでおります。

以上、令和8年度城里町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、5ページから28ページまでの予算事項別明細書、給与費明細書をご覧ください。

続きまして、29ページをご覧ください。

令和8年度国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明申し上げます。

第1条であります。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,801万2,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円とするものです。

30ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算であります。

初めに、歳入です。

1款診療収入、1項外来収入1億2,479万1,000円ありますが、医科、歯科の診療報酬収入及び一部自己負担金収入の現年度、過年度分収入を見込んでおります。2項その他の診療収入1,018万6,000円ありますが、医科、歯科の諸検査等収入を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料14万4,000円ありますが、医師住宅の使用料を見込んでおります。2項手数料49万4,000円ありますが、医科の診断書及び介護保険意見書料を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金9,899万8,000円ありますが、一般会計からの繰入金、特別調整交付金及び事業勘定からの繰入金を見込んでおります。

4款1項繰越金100万円ありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5款諸収入、1項雑入239万9,000円ありますが、投薬容器、歯ブラシ代の衛生材料費等の売払収入を見込んでおります。

31ページをご覧ください。

歳出です。

1款総務費、1項施設管理費1億4,430万3,000円ありますが、主に職員の人件費、施設の維持管理費等を見込んでおります。2項研究研修費32万6,000円ありますが、主に書籍代の消耗品購入、医師の研修旅費、研修負担金等を見込んでおります。

2款1項医業費6,278万2,000円ありますが、医科、歯科の医療用消耗品代、医薬材料費、医科各種検査及び歯科技工委託料を見込んでおります。

3款1項公債費2,960万1,000円ありますが、元金利子の償還と一時借入金等の利子を見込んでおります。

4款1項予備費ありますが、100万円を見込んでおります。

以上、令和8年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、33ページから48ページまでの予算事項別明細書、給与費明細書、地方債現在高見込みに関する調書をご覧くださいと存じます。

以上、ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（片岡藏之君） これより議案第34号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○ 8 番（藤咲芙美子君） 3 ページの 3 款子ども・子育て支援納付金って1,486万9,000円計上されていますが、これは新しくできたものですか。それとも以前からあるものでしょうか。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） お答えいたします。

こちら、令和 8 年度から少子化対策の財源確保を目的として国により定められた子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴いまして、新たに徴収されるものです。

○議長（片岡藏之君） 8 番藤咲芙美子君。

○ 8 番（藤咲芙美子君） ちょっと確認していいですか。

今、令和 7 年度と言いましたか。8 年度と言いましたか。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） お答えいたします。

令和 8 年度からでございます。

○議長（片岡藏之君） 8 番藤咲芙美子君。

○ 8 番（藤咲芙美子君） こういうの 8 年度から出たときって、条例改正とか何かあるんじゃないですか。条例改正なんかはないんですか。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） 条例改正につきましては、過去の議会のほうで提出済みでございます。

○ 8 番（藤咲芙美子君） それ、ちょっと見せていただけますか、後で。もう一度。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） では、後ほど資料のほうを報告させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○ 8 番（藤咲芙美子君） よろしく願いします。

○議長（片岡藏之君） 8 番藤咲芙美子君。

○ 8 番（藤咲芙美子君） 30 ページ、使用料について、今説明の中に医師住宅手数料とありました。

今、医師住宅で何人ぐらい使われているんでしょうか。何人の方に適用される手数料なんんでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） お答えいたします。

ただいま使用しているのは、七会診療所の医師のみ 1 名となります。

○ 8 番（藤咲芙美子君） 七会医師だけ。ほかはないんですか。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） 現在、医師住宅を使用しているのは、七会診療所医科の先生お一人のみとなります。

○議長（片岡藏之君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 31ページの医業の中で歯科技工委託というようなことを多分報告されたと思うんですけども、これって町内の歯科技工士に依頼しているんですか。それとも、町内か町外か、県内なのか、ちょっとどこら辺なのか場所を簡単に教えてくださいませんか。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） 歯科技工につきましては、数者ほど、すみません、手元資料なくて細かい数字は分からないんですけども、三、四者ほどおりまして、全て県内の業者となります。

○8番（藤咲芙美子君） 町内はいますか。

○国保年金課長（所 克実君） 町内は、ちょっとすみません、手元資料ございませんので、後ほどご報告させていただきます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） 次に、議案第35号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） 議案第35号 令和8年度城里町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条であります。

後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億4,648万9,000円とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算であります。

初めに、歳入につきましてご説明します。

1款1項後期高齢者医療保険料2億5,998万8,000円ですが、特別徴収、普通徴収の保険料現年度分と滞納繰越分を見込んでいます。

2款使用料及び手数料、1項手数料1,000円ですが、督促手数料の科目設定です。

3款繰入金、1項他会計繰入金8,571万5,000円ですが、一般会計からの保険基盤安定繰入金と事務費繰入金を見込んでいます。

4款1項繰越金1,000円ですが、前年度繰越金の科目設定です。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料であります。延滞金 3 万円、加算金及び過料は科目設定のみで、3 万 2,000 円を見込んでいます。2 項償還金及び還付加算金 75 万 1,000 円であります。保険料還付金収入を見込んでいます。3 項雑入であります。後期高齢者医療医療保険料等負担金精算金にかかる科目設定です。

3 ページをご覧ください。

続いて、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費 305 万 8,000 円あります。主に被保険者証の郵送料及び後期高齢者医療システム使用料等を見込んでいます。2 項徴収費 153 万 8,000 円あります。主に納付書、督促料等郵送料及び保険料算定処理委託料等を見込んでいます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 4,064 万 1,000 円あります。主に後期高齢者医療広域連合への保険料及び保険基盤安定納付金分を見込んでいます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 75 万 1,000 円あります。主に保険料還付金等を見込んでいます。2 項繰出金あります。前年度事業の精算に係る一般会計への繰出金を科目設定しています。

4 款 1 項予備費あります。50 万円を見込んでいます。

以上、令和 8 年度城里町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、4 ページから 8 ページまでの事項別明細書をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（片岡藏之君） これより議案第 35 号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 2 ページの歳入、保険料が前年比で 3,731 万 5,000 円上がっています。2 億 5,998 万 8,000 円、これ計上されています。

この増額、前年度より 3,700 万増額したというのはどういうところで増額になっているのか、保険料の納付が多くなったのか、それとも何か別な理由があつての増額になったのか、ちょっとお答えいただければお願いしたいと思います。

○議長（片岡藏之君） 国保年金課長所 克実君。

○国保年金課長（所 克実君） お答えいたします。

先ほどの国保特会とも同様ですけれども、令和 8 年度から子ども・子育て支援金制度が創設された関係で、その分の費用が増えたということと、後は率の改定がありまして、その分で若干増えております。

以上です。

○議長（片岡藏之君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） 次に、議案第36号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長谷津靖子君。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 議案第36号 令和8年度城里町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

介護保険事業勘定についてご説明申し上げます。

第1条、介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算総額は、歳入歳出それぞれ23億7,011万1,000円とするものです。

第2条は、歳出予算の流用につきまして、保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項間の流用を可能とするものであります。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算になります。

初めに、歳入をご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料5億814万6,000円ありますが、第1号被保険者保険料の特別徴収分、普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料2,000円ありますが、督促手数料の科目設定でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金3億9,697万4,000円ありますが、介護給付費国庫負担金を見込んでおります。同じく、2項国庫補助金1億3,700万3,000円ありますが、介護給付費と地域支援事業の調整交付金及び地域支援事業交付金の収入を見込んでおります。

4款1項支払基金交付金6億1,302万5,000円ありますが、介護給付費及び地域支援事業の支払基金交付金の収入を見込んでおります。

5款県支出金、1項県負担金3億2,988万円ありますが、介護給付費県負担金の収入を見込んでおります。同じく、2項県補助金1,093万9,000円ありますが、地域支援事業交付金の収入を見込んでおります。同じく、3項財政安定化基金支出金1,000円ありますが、科目設定のみでございます。

6款財産収入、1項財産運用収入39万6,000円ありますが、介護給付費準備基金利子収入を見込んでおります。

7款繰入金、1項他会計繰入金3億7,264万円ありますが、一般会計からの介護給付費町負担分、職員給与費、事務費や地域支援事業の繰入金を見込んでおります。同じく、2項基金繰入金1,000円ありますが、準備基金からの繰入金として科目設定のみとしています。同じく、3項介護サービス事業勘定繰入金2,000円ありますが、介護サービス事業勘定からの繰入金を見込んでおります。

8款1項繰越金100万円ありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

2 ページから 3 ページにまたがりまして、9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料 3,000 円ではありますが、主に第 1 号被保険者延滞金を見込んでおります。同じく、2 項雑入 9 万 9,000 円ではありますが、介護予防事業の負担金収入などを見込んでおります。

続きまして、4 ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費 4,715 万 9,000 円ではありますが、人件費、電算処理委託費、システム使用料等を見込んでおります。同じく、2 項徴収費 322 万 1,000 円ではありますが、納付書郵送料、介護保険料電算処理委託料等を見込んでおります。同じく、3 項介護認定審査会費 971 万 8,000 円ではありますが、認定審査会委員報酬及び認定調査に伴う費用等を見込んでおります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費 20 億 1,777 万 6,000 円ではありますが、要介護 1 から 5 の被保険者に係る保険給付費を見込んでおります。同じく、2 項介護予防サービス等諸費 6,391 万 8,000 円ではありますが、要支援 1 と 2 の被保険者に係る保険給付費を見込んでおります。同じく、3 項高額介護サービス等費 5,161 万 2,000 円ではありますが、負担限度額を超えた場合に支給する高額介護サービス費を見込んでおります。同じく、4 項高額医療合算介護サービス等費 560 万 4,000 円ではありますが、介護保険と医療保険の負担限度額を超えた場合に支給する費用を見込んでおります。同じく、5 項特定入所者介護サービス等費 9,600 万円ではありますが、所得が低い方が介護保険施設を利用する際に、食費と居住費の自己限度額を軽減するための費用を見込んでおります。同じく、6 項その他の諸費 156 万円ではありますが、介護給付費審査支払手数料を見込んでおります。

3 款地域支援事業、1 項介護予防・生活支援サービス事業費 2,742 万 5,000 円ではありますが、高齢者が要介護・要支援状態になることを予防する事業の費用を見込んでおります。同じく、2 項一般介護予防事業費 651 万 5,000 円ではありますが、介護予防事業の委託料等を見込んでおります。同じく、3 項包括的支援事業及び任意事業費 3,475 万 3,000 円ではありますが、主に地域包括支援センター人件費などの運営費用等を見込んでおります。同じく、4 項その他諸費 5 万円ではありますが、地域支援事業費の審査支払手数料を見込んでおります。

4 款 1 項財政安定化基金拠出金 1,000 円ではありますが、科目設定のみでございます。

5 款 1 項基金積立金 39 万 6,000 円ではありますが、介護給付費準備基金利子の積立金を見込んでおります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 140 万 2,000 円ではありますが、主なものは介護保険料還付金を見込んでおります。

5 ページをご覧ください。

同じく、2 項延滞金 1,000 円ではありますが、科目設定のみでございます。

7 款 1 項予備費ですが、300 万円を計上いたしました。

以上、令和8年度城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）の説明になりますが、詳細につきましては、7ページから30ページの事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書をご覧いただきたいと存じます。

続きまして、31ページをご覧願います。

令和6年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算につきましてご説明申し上げます。

第1条、城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算総額は、歳入歳出それぞれ685万円とするものです。

32ページをご覧願います。

歳入歳出予算、歳入でございます。

1款サービス収入、1項予防給付費収入684万9,000円ではありますが、介護保険の要支援1、2の認定を受けた利用者の介護予防サービス計画費の収入を見込んでおります。

2款1項繰越金1,000円ではありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

続いて、歳出であります。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費684万8,000円ではありますが、会計年度任用職員の人件費及び介護予防支援業務委託料を見込んでおります。

2款諸支出金、1項繰出金2,000円ではありますが、保険事業勘定への繰出金を見込んでおります。

以上、議案第36号 令和8年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の説明になりますが、詳細につきましては、33ページから36ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。

ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（片岡藏之君） これより議案第36号に対するご質問をお受けいたします。

3番田口優子君。

○3番（田口優子君） 2点について詳しくお聞きしたいと思います。

12ページの印刷製本費というのがあるんですけども、これは介護サービスのパンフレットか何かなのでしょう。

それからもう一点は、13ページの500万ぐらいの通信運搬費、これは介護利用者の書類の郵送か何かでしょうか。

そのあたり詳しく具体的に教えてください。

○議長（片岡藏之君） 長寿応援課長谷津靖子君。

○長寿応援課長（谷津靖子君） ご質問にお答えいたします。

印刷製本費は、パンフレット代になります。お見込のとおりでございます。

次にご質問いただいています通信運搬費になりますが、介護保険認定審査会の委員さんにお出しする郵送料等になります。

以上です。

○議長（片岡藏之君） 3 番田口優子君。

○3 番（田口優子君） ありがとうございます。

ちなみに、この介護サービスのパンフレットというのは、こういったものをどういう状況で渡されるのでしょうか。

○議長（片岡藏之君） 長寿応援課長谷津靖子君。

○長寿応援課長（谷津靖子君） ご質問にお答えいたします。

介護保険の申請をされた方に、窓口にご相談に来られた方や訪問して介護保険の申請のご相談があった方に対して町で発行していますパンフレットをお渡しするものでございます。

○3 番（田口優子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） 次に、議案第37号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 議案第37号 令和8年度城里町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条は総則となりますので、第2条、業務の予定量よりご説明いたします。

（1）当該年度給水戸数は7,608戸、（2）年間総配水量は216万2,078立方メートル、（3）一日平均配水量は5,924立方メートル、（4）主要な建設改良事業、水道施設更新事業2億8,015万2,000円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。

収入につきましては、1 款水道事業収益 5 億9,507万3,000円、1 項営業収益 4 億3,949万9,000円であります。給水収益、受託工事収益、その他の営業収益を見込んでおります。

2 項営業外収益 1 億5,547万4,000円ありますが、一般会計補助金、長期前受金戻入などを見込んでおります。

3 項特別利益10万円ありますが、水道料金過年度分調定増額などを見込んでおります。

支出につきましては、1 款水道事業費用 5 億9,507万3,000円、1 項営業費用 5 億4,927万9,000円ありますが、水道施設の維持管理費、受託工事費、総係費、減価償却費などを見込んでおります。

2 項営業外費用4,369万4,000円ありますが、企業債利息及び消費税納付金等を見込んでおります。

3 項特別損失10万円ではありますが、水道料金の過年度分調定減額分を見込んでおります。

4 項予備費につきましては、200万円を計上しております。

2 ページをご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,770万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

収入につきましては、1 款資本的収入1億7,363万4,000円、1 項企業債1億4,030万円ですが、企業債を見込んでおります。

2 項補助金2,733万4,000円ではありますが、国及び一般会計補助金を見込んでおります。

3 項負担金600万円ではありますが、消火栓設置の負担金を見込んでおります。

支出につきましては、1 款資本的支出5億7,134万1,000円、1 項建設改良費3億4,745万7,000円ではありますが、主に施設整備費、配水管布設費や水道建設事業費などを見込んでおります。

2 項企業債償還金2億2,388万4,000円ではありますが、企業債元利の償還金を計上しております。

第5条につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。水道建設改良事業の限度額は1億4,030万円とするものです。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を1億円とするものです。

次に、3 ページをご覧ください。

第7条につきましては、各項の経費の金額を流用することのできる場合を、1 項営業費用、2 項営業外費用とするものです。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費6,013万5,000円をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとするものです。

第9条につきましては、一般会計からの補助金を受ける金額は1億477万6,000円ではありますが、3 条予算の補助金8,576万2,000円は企業債利息償還金及び総係費に充て、4 条予算の補助金1,901万4,000円は企業債元金償還金に充てるものです。

第10条につきましては、たな卸資産の購入限度額を897万1,000円とするものです。

以上、令和8年度城里町水道事業会計予算の概要を説明させていただきました。

詳細につきましては、5 ページ以降の実施計画、実施計画明細書、予算予定キャッシュ・フロー計算書、債務負担行為に関する調書、令和7年度予定損益計算書、予定貸借対照表、令和8年度予定貸借対照表、公営企業債に関する調書、予算に関する注記などをご覧ください。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） これより議案第37号に対するご質問をお受けいたします。

2 番高萩和彦君。

○2 番（高萩和彦君） 水道事業会計について質問させていただきます。

水道会計の収支についてなんですけれども、一般会計から、一般会計の資料ですと5ページの3番のところで上水道費ということで1億477万6,000円の繰入れというふうになっているかと思うんですけれども、基本的に水道事業って独立採算の原則の下で運営されているかと思うんですけれども、一般会計からこれほどのお金が投入されているということで実質赤字経営に陥っているかと思います。

今後、水道事業、続いた場合もこの赤字が続くのかという見通しと、あと、城里町、広域化に向けてかじを切ったかと思うんですけれども、広域化することによってこの赤字がどのように解消していくのか、その見通しが分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（片岡藏之君） 上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） ご質問にお答えいたします。

水道事業収入については、人口減少の影響を受けて毎年度減少してきております。

一方で、支出に係る費用については、物価高騰などの影響を受けて支出額が増え続けている現状がございます。

その中で、その差分については一般会計からの繰入金、基準内外とあるんですけれども、そういったものを頂く中で賄っている現状がございます。そこはご指摘のとおりだと思います。

こういった状況で独立採算を実現するためには、やはり費用を抑える努力と収入を増やしていく努力というのは同時に行っていかなければいけないと考えてございますので、費用を抑えていく努力としては、施設の効率化というところを前提に置いて広域化に参画を決定し、施設の集約などを進めているところでございます。

歳入の部分については、今年度から審議会を立ち上げて、その中で丁寧な議論を進めていければなというふうには考えてございます。

○議長（片岡藏之君） 2 番高萩和彦君。

○2 番（高萩和彦君） ありがとうございます。

広域化、まだまだ未決定なところ、県のほうでもあると思いますけれども、ぜひそういった進捗がありましたら、逐一情報提供をお願いいたします。

以上です。

○議長（片岡藏之君） 上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） ご質問にお答えいたします。

ご要望ですかね、ご意見ありがとうございました。

広域化については、住民の関心も高いものと思いますので、適切なタイミングで情報公開を行っていければと考えてございます。

○議長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） 次に、議案第38号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 議案第38号 令和8年度城里町下水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条は総則となりますので、第2条、業務の予定量よりご説明いたします。

業務の予定量につきましては、（1）水洗化人口は1万2,245人、（2）下水管敷設延長1.2キロメートル、（3）年間有収水量112万9,000立方メートル、（4）主な建設改良事業、下水道整備事業5億2,000万円を予定しております。

第3条の収益的収支及び支出の予定額は次のとおりです。

収入につきましては、1款下水道事業収益10億6,170万円、1項営業収益2億540万9,000円ありますが、下水道使用料、受託事業収益、その他の営業収益を見込んでおります。

2項営業外収益8億5,620万1,000円ありますが、一般会計補助金、長期前受金戻入などを見込んでおります。

支出につきましては、1款下水道事業費用10億6,170万円、1項営業費用9億6,381万2,000円ありますが、下水道施設の維持管理費、総係費、那珂久慈流域下水道維持管理負担金、減価償却費などを見込んでおります。

2項営業外費用8,973万8,000円ありますが、企業債利息及び消費税納付金などを見込んでおります。

3項特別損失15万円ありますが、過年度損失修正損を見込んでおります。

4項予備費につきましては800万円を計上しております。

次に、2ページをご覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億922万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填をするものとしております。

収入につきましては、1款資本的収入7億8,310万1,000円、1項企業債2億9,390万円ありますが、下水道事業債を見込んでおります。

2項補助金2億2,034万円ありますが、国補助金を見込んでおります。

3項負担金701万3,000円ありますが、公共下水道事業の受益者負担金を見込んでおります。

4 項分担金111万8,000円ではありますが、農業集落排水事業の受益者分担金を見込んでおります。

5 項出資金 2 億6,073万円ではありますが、一般会計出資金を見込んでおります。

支出につきましては、1 款資本的支出10億9,232万6,000円、1 項建設改良費 6 億431万4,000円ではありますが、主に管渠整備事業費、管渠改良事業費、処理場改良事業費などを見込んでおります。

2 項企業債償還金 4 億8,801万2,000円ですが、企業債償還の元金を計上しております。

第 5 条につきましては、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。公共下水道事業の限度額は 2 億9,390万円とするものです。

次に、3 ページをご覧ください。

第 6 条につきましては、一時借入金の限度額を 4 億円とするものです。

第 7 条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合を、1 項営業費用、2 項営業外費用、3 項特別損失とするものです。

第 8 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費7,106万円をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとするものです。

第 9 条につきましては、一般会計から補助を受ける金額として 5 億426万3,000円を見込むものです。

以上、令和 8 年度城里町下水道事業会計予算の概要を説明させていただきました。

詳細につきましては、5 ページ以降の実施計画、実施計画明細書、予定キャッシュ・フロー計算書、債務負担行為に関する調書、令和 7 年度城里町下水道事業予定損益計算書、予定貸借対照表、令和 8 年度城里町下水道事業予定貸借対照表、公営企業債に関する調書、注記表などをご覧くださいと存じます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（片岡藏之君） これより議案第38号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 3 ページの一時借入れなんですけれども、限度額が 4 億、一番上、6 条、一時借入金の限度額 4 億となっています。

これは、一時借入金というのは、何か目的があつての借入金だと思うんですけれども、何かそういう予定というか事業とか、そういうようなものは何かあるんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（片岡藏之君） 上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） ご質問に回答いたします。

一時借入金設定してはございますが、予定としてはございません。

下水道事業、現金ストックが少ないものですから、資金繰りの中で回していく中で一時

的に現金の確保が難しい場合に借入れを行って担保をするということで保険的な意味合いで設定をしてございまして、明確に今回借入金を設定しているというものではございません。

○議長（片岡藏之君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） ここで午後１時まで休憩いたします。

午後は、議案第39号から再開いたします。

午前 11時49分休憩

午後 0時59分再開

○議長（片岡藏之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番加藤木 直君、遅刻の連絡がございました。

長寿応援課長谷津靖子君。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 午前中出た質問に対しての訂正をさせていただきます。

田口議員さんからの質問に対する訂正になります。

介護保険特別会計12ページをご覧ください。

12ページの印刷製本費ですが、通信用窓あき封筒、介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証を見込んでおります。

すみません、13ページの役務費の通信運搬費ですが、主治医意見書返信封筒代、返信用切手代、また調査委託料返信用切手代、その他主治医意見書作成手数料を見込んでおりますので、500万円台となっております。

以上です。申し訳ございませんでした。

○議長（片岡藏之君） 次に、議案第39号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

教育委員会事務局長堀口祐一君。

○教育委員会事務局長（堀口祐一君） それでは、議案第39号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

令和8年4月22日をもって任期満了となります山口麻衣子委員につきまして、引き続き選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、令和8年4月23日から4年間となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） これより議案第39号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） 次に、定例会に上程されます報告について執行部より説明を求めます。

質問は、時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔にお願いいたします。

それでは、報告第1号の説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 報告第1号 城里町消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則についてであります。各分団において団員の減少により消防活動に支障を来していることから、部の統合等の再編を行い、消防車両の機械操作や消防活動が円滑に行えるように改正するものです。

詳細につきましては、報告第1号説明資料1ページから6ページの新旧対照表をご覧ください。

以上、報告第1号の概要についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（片岡藏之君） 続いて、報告第2号の説明を求めます。

教育委員会事務局長堀口祐一君。

○教育委員会事務局長（堀口祐一君） 報告第2号 城里町地区集会施設補助金交付要綱の一部を改正する告示についてでございます。

地域の防災力向上と子供の居場所づくりを支援するため、要綱の一部を改正するものです。

主な改正点は、自主防災組織及びこども食堂の拠点となる地区集会施設において、冷暖房設備を整備する際に補助金を交付するものでございます。

詳細につきましては、報告第2号説明資料、新旧対照表のほうをご覧くださいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 続いて、報告第3号から報告第4号を一括して説明を求めます。

まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 報告第3号 城里町元気アップ振興券（第9弾）事業実施要綱の制定、報告第4号 城里町元気アップ振興券（第9弾）事業補助金交付要綱の制定について、一括してご説明いたします。

報告第3号 城里町元気アップ振興券（第9弾）事業実施要綱の制定についてであります。エネルギー及び食料品の価格高騰に伴い、家計負担や地域経済への影響を受ける中、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し町民に地域振興券を交付することにより家計を支援するとともに、地域経済の振興を目的とした城里町元気アップ振興券（第9弾）事業を実施するに当たり、必要な事項を定めたものでございます。

主な内容は、令和8年5月1日現在、町の住民基本台帳に記録されている方を対象に7月1日から9月30日までの利用期間の元気アップ振興券、1人1万4,000円分を配布し、

町内の取扱い登録店にて利用することができるものでございます。

なお、本事業につきまして少しでも早い事業開始ができるようご意見等もいただき、基準日を5月1日から4月15日に、利用期間の開始日を7月1日から6月15日に要綱の一部を改正し、事業を実施してまいりますので、併せてご報告させていただきます。

何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第4号 城里町元気アップ振興券（第9弾）事業補助金交付要綱の制定についてであります。城里町元気アップ振興券（第9弾）事業実施要綱に基づき、城里町商工会が実施する城里町元気アップ振興券（第9弾）に関する事業に対して補助金を交付するため必要な事項を定めたものでございます。

なお、報告第3号同様に、換金利用期間の開始日を7月1日から6月15日に要綱の一部を改正して実施することを併せて報告させていただきます。

以上、報告第3号 城里町元気アップ振興券（第9弾）事業実施要綱の制定、報告第4号 城里町元気アップ振興券（第9弾）事業補助金交付要綱の制定についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 続いて、報告第5号の説明を求めます。

都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） 報告第5号 専決処分第3号（損害賠償額の決定及び和解について）についてご説明申し上げます。

専決第3号、専決処分書に伴う説明となります。

- 1、事故発生日時、令和7年12月20日午後4時43分。
- 2、事故発生場所、城里町大字大網地内町道90号線。
- 3、相手方、城里町大字上古内在住の方です。

4の和解条項として、（1）過失割合が町20%、相手方80%、（2）損害賠償金額、5万2,700円、（3）示談成立後は、本件事故に関する一切の異議申立て、請求を行わないとなっております。

5、事故の原因として、町道90号線を走行していたところ、町道に倒れかかった竹に接触し、フロントガラスを破損させた物損事故となっております。

以上、報告第5号についてご説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 続いて、報告第6号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 報告第6号 第3期城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご説明いたします。

報告第6号 第3期城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。第2期城里町創生総合戦略の計画期間が令和8年3月をもって終了することを受けて、新た

な計画期間令和8年4月から令和13年3月までの5か年の第3期城里町創生総合戦略を策定いたしました。

内容につきましては、第2期計画を踏襲しつつ、目標値の見直しや事業の追加をいたしました。

詳細につきましては、報告第6号 第3期城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略をご覧くださいませようお願いいたします。

以上、報告第6号 第3期城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 続いて、報告第7号の説明を求めます。

財務課長補佐海野公明君。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 報告第7号 城里町財務書類4表（令和6年度決算）についてであります。令和6年度城里町統一的な基準による財務書類でございます。

平成27年度決算から国で示す統一的な基準により財務書類として、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表を作成し、公表しているものです。

詳細につきましては、令和6年度城里町統一的な基準による財務書類の3ページから13ページの財務書類4表及び解説等をご覧くださいませ。

以上、報告第7号について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 続いて、報告第8号の説明を求めます。

教育委員会事務局長堀口祐一君。

○教育委員会事務局長（堀口祐一君） 報告第8号 令和7年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書（令和6年度分対象）についてご説明をさせていただきます。

この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育行政における主な事業を外部評価委員会において点検、評価し、取りまとめたものを議会に提出するとともに、この後、公表してまいる予定でございます。

今回、13の事業について点検、評価しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） これより報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いします。長くなる場合は、直接担当課へお願いいたします。

それでは、報告に対する質問をお受けいたします。

3 番田口優子君。

○3 番（田口優子君） 報告第6号について質問させていただきます。

この総合戦略が出来上がってしまっているということなんですが、いろいろ拝見させていただいて、教育の項目が全くないなということを感じたんですけれども、今、教育大綱

が、昔と違って教育委員会でつくるのではなく、町長が作る、まちづくり戦略課のほうで出しているということになっているんですが、この総合戦略に教育の項目が入ってなくていいのだろうかと私は感じたんですが、そのあたりはいかがですか。どうお考えでしょうか。

○議長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 質問にお答えいたします。

第3期城里町創生総合戦略についてでございますが、総合戦略の目的といたしましては、人口減少の抑制や地域経済の活性化、将来にわたる持続可能な地域社会の形成というものが主な目的となっているところでございます。

こちらに係る内容といたしましては、雇用の創出やまた子育て支援などによる移住者の増加などの目標や構想が掲げられております。

ご質問にありました教育行政につきましては、また別途の個別計画、教育大綱等に記載がされているものと認識しております。

○議長（片岡藏之君） 3番田口優子君。

○3番（田口優子君） お答えありがとうございます。

この計画の中の20ページの切れ目ない子育て支援というところの施策③のところに、ここにだけ少し学校と地域による質の高い学びの場づくりというところを書いてあるんですけれども、その一番上の学力向上・PR事業、町内の学校の優れた学習成果のPRと一層の向上を図ると書いてあるんですけれども、これを読んだときに、優れた学習成果のPRをする以前に、どうしたら質の高い学びができて優れた学習成果を上げられるのかということのほうが大事なのではないかなと感じました。もうつくってしまったのでしょうかないですけれども。

今後、教育のこと、私は人口増加に関しても、教育の質を高めることで人口増加も可能だと感じていますので、あとは、私のところに個人的に相談に来るお母さんたちも何人もいて、いじめ問題とか不登校対策とかやっていく必要があると思っているので、せめて豊かな人間性と社会性の育成、教育の振興基本計画にも入っているようなこと、そして、コミュニケーション能力の育成など、町で考えていただけたらなと感じました。

以上です。まちづくり戦略課のほうは終わりで大丈夫です。ありがとうございます。

もう一つは、報告第8号なんですけれども、教育委員会のほうでお願いします。

11ページ、人と文化を育む人間性豊かなまちの実現というところで、うぐいすのひろばについて書かれているんですけれども、妥当性のところで評価、教育委員会の事業への関与は妥当であるとか利用者に適切に対応しているなど書かれているんですが、このうぐいすのひろばを利用していない不登校の子供たちには対応していないのか、どうなのかをお聞かせいただけますか。

○議長（片岡藏之君） 教育委員会事務局長堀口祐一君。

○教育委員会事務局長（堀口祐一君） うぐいすのひろばにつきましては、コミュニティセンターの2階のほうで開設のほうしておりますが、そこに来れないようなお子さん等もございますので、そういったところは個別の訪問等で指導員のほうが対応しているというところでございます。

○3番（田口優子君） 私も、去年、このうぐいすのひろばには行かせていただいているお話伺っているんですけども、ここの対応を一生懸命してくださっていることも知っているんですが、それで中学校に校内フリースクールが2つできたということで、このうぐいすのひろばに行かずに中学校のほうに行けるようになった生徒がたくさんいるということも聞いています。

ただ、それでも、やっぱりまだ家の中に引き籠っていて困っている保護者や生徒がいるということも私の耳に入ってきているので、今後、予算をこれだけかけているので、対応していただけたらと思います。

あと、もう二点。

17ページの人と文化を育む人間性豊かなまちの実現というところで、毎月第3日曜日を家庭の日と町民会議で定めていると書いてあるんですけども、私はこれを読んだときに、そうだったんだ、初めて知ったと正直思ったんです。

この事業を毎年やっていて、今年も同じようにやろうという感じでやっているような感じに見えるんですけども、私、昨日15人のママ友、パパ友に聞いてみたんです。これ知っているかどうか、そしたらほとんど知らない、1人だけ知っていると言っていました、全然啓発活動に努めたと書いてあるんですけども、知らない人がほとんどじゃないかなと感じていますので、このあたりも家庭の日の図画・作文コンクールを事業を実施して表彰して終わりではなく、やっぱり家庭の日があるんだよ、家庭の団らんの時間大事にしようねということを伝えるのも大事じゃないかなと思ったので、伝えさせていただきました。

質問になっていなくてごめんなさい。

最後、もう一点は、20ページ、文化を育む人間性豊かなまちの実現ということで、文化継承する助成金を出していると思うんですが、古内大杉ばやしと源太おどり、源太おどりはもう三、四年やっていないということで予算は出していないかと思うんですが、この事業について、こっちの総合振興基本計画のほうにもこの文化の継承をやっていくということが書かれていると思うんですが、どういうふうに教育委員会のほうでは関わっていますか。活動支援として有効であるなど書かれているんですが、どのように、お金を出しているだけなのか、どういうふうに支援しているのかをお聞かせください。

○議長（片岡藏之君） 3番田口優子議員にお願いします。

質問のあるときは挙手をしてから質問をしてください。

教育委員会事務局長堀口祐一君。

○教育委員会事務局長（堀口祐一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

文化財保護事業に関しまして、ちょっと私のほうで状況を把握しておりませんので、後ほどお調べをして回答のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 3 番田口優子君。

○3 番（田口優子君） 私個人的に、城里町にこういう文化芸能の会が5つあって、大杉ばやし、源太おどり、青山太鼓、小松重盛太鼓、桂太鼓連、5つある中で大杉ばやし源太おどりさんはすごく存続の危機にあるというのを聞いていたので、残しましょうよと私は働きかけてきていたんです。何年も。源太おど日も三、四年やっていないけれども、何とか復活させてみましょうよといろんな人に話ししてきました。

だけれども、中に入って話を聞いてみると、町でそういう活動をする場を全然与えてくれないんだというようなことを言う方もいらっしゃるんです。

だから、ここに書かれているのは、そういうイベントなどに出る場を設定してあげるみたいなことがここに書かれているんだけど、そういう場を設定してもらえていないという不満もあるみたいなんです。

でも、私たち桂太鼓連は、そういう町からお金をもらっていないので、毎月会費を払って運営しているし、町が何かイベントを持ってきてくれるわけじゃなくて、自分たちでイベント、いろんなところとつながって自力でやっているわけなので、そういう話を聞いたときにびっくりしたんです。

だから、やってもらえないというふうになってしまうのは、やりますよと書いていのにそれをやっていないからそれを言われちゃうのかなと感じたので、だったらそういうのをやってあげられないんだったらやりますよと書かないほうがいいんじゃないかなと思う。それで、そういうイベントなどいろいろ場を提供できないんだったら、そういうのは自分たちでお願いしますというふうにしたほうがいいんじゃないかなと感じています。

長くなりましたが、以上です。

○議長（片岡藏之君） 3 番田口優子にお願いします。

あまり長くなりそうなので、直接教育委員会のほうに行ってお尋ねできればと思います。よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局長、それでいいですね。

次にございませんか。

10番三村孝信君。

○10 番（三村孝信君） まちづくり戦略課にお尋ねします。

この総合戦略の計画ができたんですが、これを町民に周知するのにはどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思うんです。それは、ダイジェスト版とかそういったのをつくって周知するとか、それをお願いします。

○議長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

どのように周知していくかということでございますが、まずはホームページにアップをするということで周知を図っていきたいと思います。また、そのホームページの中にもただいまご指摘いただきましたように、全ページを読むのも大変というところもありますのでダイジェスト版等も併せて作成をいたしまして情報の発信に努めたいというふうに思っております。

○議長（片岡藏之君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） これ全ページでも34ページしかないからそんなに分厚いのではないだろうけれども、ただ、全部を目を通して細かく見るというのはなかなか一人一人町民にとっては大変だから、ホームページはダイジェスト版みたいにすると言うんだけど、それ以上、紙で出すとなるとお金がかかるから、計画していないのかな。どうなのか。

○議長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度の事業ではございますが、一定の印刷費、少額ではございますが予算を昨年度計上しておりまして、今年度に繰越しをしております。その範囲でできるものであれば対応を検討していきたいというふうに思っております。

○10番（三村孝信君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（片岡藏之君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番篠田かつ子君。

○4番（篠田かつ子君） すみません、風邪引いちゃってちょっと聞き苦しいところ、申し訳ありません。

報告第5号の損害賠償額の決定和解についてですけれども、町の管理責任ということで過失割合が町が20%、相手方が80%とありますけれども、個人の家の竹に接触してフロントガラスを破損してしまったということではなく、これは町の管理責任ということになるのですか、教えてください。

○議長（片岡藏之君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） ただいまのご質問にご回答いたします。

まず、この過失割合についてですが、町20%、相手方80%ということで、こちらは町の使っている保険会社から過去の事例から妥当だということで導いた割合となっております。

あと、もう一つすみません。この場を借りて、ちょっとこの専決処分書のほうで一部脱字がありましたので、1番の「事故発日時」となっていますが、ここが「事故発生日時」となります。後日、ここを差替えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（片岡藏之君） 4番篠田かつ子君。

○4番（篠田かつ子君）　ありがとうございました。

例えばなんですが、これからこういう案件が出た場合に、やはり区長要望を出していただいてからの担当課のほうへの案件となるのですか、教えてください。

○議長（片岡藏之君）　都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君）　こちらは、私たちも日時道路のほうはパトロールしております。そして、危ない木とか道路敷きのものは伐採とかしているんですが、どうしても延長が長いものでこうやって見逃してしまうものがあります。こちらのほう、別に言っていただければ、そういう危険性のあるものは即座に対応しますので、よろしくお願いします。

○議長（片岡藏之君）　4番篠田かつ子君。

○4番（篠田かつ子君）　どうもありがとうございました。

今後の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（片岡藏之君）　ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　報告第2号、これは集会所設置補助金ということなんですけれども、集会所の現状は今どのようなになっているんでしょうか。こども食堂の活動計画ということらしいんですけれども、ちょっとこの現状をお願いいたします。

それから、もう一つ、地区の集会所、これは多分、こども食堂をつくるに当たって地区の集会所を活用したいということだと思うんですけれども、これは全てやるときに補助が出るのかどうか、それをちょっとお聞きいたします。

それから、もう一つだけ、ごめんなさい。

報告第3号についてなんですけれども、元気アップ振興券、この券はもうあれほど12月からずっともっと早くと言っていたんですけれども、結局期日というか開始は変更されないのかなというようなことを一つお聞きいたします。

以上、2つお願いいたします。

○議長（片岡藏之君）　教育委員会事務局長堀口祐一君。

○教育委員会事務局長（堀口祐一君）　ご質問のほうにお答えいたします。

ただいまご質問がありました集会所の現状でございますが、集会所を利用したこども食堂の現状というお答えでよろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君）　はい。

○教育委員会事務局長（堀口祐一君）　今現在、地区集会施設と呼ばれる施設は町内に46ほどの施設がございます。

その中で、今現在、こども食堂が運営されているのは、那珂西2区の施設を拠点にしたこども食堂1か所と認識しております。

続きまして、2番目の質問でこども食堂に対する県の補助金等の支援ということでよろ

しいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい。

○教育委員会事務局長（堀口祐一君） 所管のほうは健康福祉課にはなるんですが、今現在、茨城県のいばらき子ども食堂応援助成制度というのがございまして、その補助金と、もう一つが社会福祉協議会の地域活動費補助金というものが活用できるということで、2つの補助金があるのかなと考えております。

○議長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 報告第3号についてお答えいたします。

元気アップ振興券（第9弾）につきましては、利用期間の開始時期を7月1日から6月15日と半月ほどではございますが前倒しをして事業を実施するよう進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 元気アップ振興券については、そういうことで前倒しをすると努力してもらっているのかなとは思いますが、分かりました。

それで、集会所のこども食堂についてなんですけれども、今伺いましたところ、県の補助があると、茨城県のこども食堂とかそれから社会福祉協議会からの2か所ぐらいから出るということなんですけれども、この補助金というのは大体おおむね分かったら教えてくださいませんか。分からなかったら結構です。

○議長（片岡藏之君） 健康福祉課長阿良山桂一君。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） お答えさせていただきます。

茨城県のこども食堂の助成ということで、フードパントリー・宅食応援助成ということで上限が30万、活動継続助成として上限10万等がございます。

また、町の地域活動費補助金についてでございますけれども、赤い羽根共同募金を財源といたしまして、予算の範囲内で活動資金を補助する事業となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（片岡藏之君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

ただ、町の補助金で予算の範囲内というのをよく言われるんですけれども、大体どのぐらいの金額を考えていらっしゃいますでしょうか。分からなかったら結構です。

○議長（片岡藏之君） 健康福祉課長阿良山桂一君。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 昨年度の実績でございますが、17万程度を当該団体のほうに補助をしたということで承知しているところでございます。

以上です。

○議長（片岡藏之君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○議長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

2番高萩和彦君。

○2番（高萩和彦君） 報告第6号のまち・ひと・しごと総合戦略について伺います。

この計画、私も案の段階でアンケートなども関わらせていただいていたんですけども、この1ページのところで、1の計画の背景の下から3行目、今回、第2期城里町創生総合戦略の5か年の計画が終了したと、これ前計画を踏まえての第3期ということになるかと思うんですけども、この計画の効果検証を踏まえたと書いてあるんですが、具体的にどのようなことを反省点、課題として認識されているのか、具体的に言うと、何がこの第2期で達成されて何が課題として残ったのか、そのあたり具体的に検証しているものなどありましたら、伺いたいと思います。

あと、アンケートも取ってあると思うので、そのアンケートも何らかの形で公表できる範囲で町民の皆さんに分かる感じ、それがきっと町の現状、町民の皆さんの本音だと思うので、そういったことももし公表できる範囲で公表できるのであればお願いしたいと思っています。

○議長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

第2期計画の検証等につきましてでございますが、まず、目標設定などにつきまして、現在の現状を把握いたしまして、特に人口減少が進んでいる中、人口の目標値ですとかそういったものをあまり大きな目標設定にせず、現状に合わせたような目標値に今回しているところでございます。

また、アンケート等の公表につきましても、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（片岡藏之君） 2番高萩和彦君。

○2番（高萩和彦君） ありがとうございます。

計画をつくるというのももちろん大事ですけども、計画に対して実績がどうであったか、その検証こそが実は最も大事、町がこの先発展していくために町民が共有すべき課題だと思っていますので、ぜひそのところを重要視していただきたいと思います。

あと、もう一度。

この計画の作成いただいたときの有識者、委員の方々の名簿を見させていただいているんですけども、やはり見識のある方が参加されていると思います。

ただ、やはり一子育て世代の人間として思うのは、ぜひこの計画を今度立てる際に、一般町民からも数名程度メンバーに加えて、ぜひ生の声を直接この計画に反映させていただきたいと思います。

それは2つ理由があるんですけども、1つは、やはり町民の生の声を計画に反映させ

たい、そのままの理由と、もう一つ、一般町民が参加することで、先ほどどうやって周知するのかという三村議員のご発言ありましたけれども、自分たちが関わったことで町民の皆さんが当事者意識を持ってこの計画と一緒に実行していこうというそういう力になると思うんですね。そういった意味でも、ぜひそういった一般町民の、せっかくアンケートに答えてくれた人もいますから、そういう人たちの中で意識の高い人にぜひこのメンバーに入って、できれば給与なんかも出るというんですが、そういう形で生の声を生かして自分事にしてもらって、つまり町民と執行部、町議会一体となって町をよくしていこうというきっかけづくり、これが達成されたらきっとすばらしい町になるなと私は思っているんですね。ぜひ、そういった夢を町民の皆さんと共有していくために、そういうメンバー選定についても今後ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（片岡藏之君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 貴重なご意見ありがとうございます。

住民参加というのは非常に重要だということは、町としても当然認識しているところでございます。

それが実現、どのようにできるかということをよく検討してまいりたいと思います。

○議長（片岡藏之君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（片岡藏之君） 以上で報告を終了いたします。

閉 会

○議長（片岡藏之君） 以上をもちまして本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る4月14日火曜日午前10時をもって令和8年第1回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに議員控室にお集まりいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1時43分閉会